

4. 在宅療養を支える介護サービス

介護サービスとは

介護保険で利用できるサービスには、要介護と認定された方が利用できるサービス（介護給付）、要支援と認定された方が利用できるサービス（予防給付）があります。介護サービスを利用するには、区より「要介護」「要支援」の認定を受ける必要があります。

要介護・要支援の認定方法

<1 申請>

本人または家族などが、区内の申請受付窓口で「介護保険認定申請書」「要介護認定申請（新規）にあたっての質問票」を提出して申請します。

[対象者]

- ・65歳以上の方（第1号被保険者）
- ・40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、老化に伴う16の特定疾病が原因で介護や支援が必要な方（第2号被保険者）

対象となる特定疾病

- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症 ●パーキンソン病関連疾患 ●脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●がんの末期

[申請受付窓口]

- 高齢介護課介護認定係（郵送可） ●高齢者あんしんセンター麹町 ●高齢者あんしんセンター神田
- かがやきプラザ相談センター ●区内各出張所

<2 訪問調査・主治医意見書>

区の調査員等が、申請者の心身の状態等に関する訪問調査を行います。また、主治医に対して、認定に必要な意見書の作成を依頼します。

<3 審査・判定>

介護認定審査会で要介護状態区分の審査および状態の維持・改善の可能性を審査し、判定します。

<4 認知結果の通知>

介護認定審査会の審査結果（「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当（自立）」）を通知します。

<5 介護サービス計画などの作成>

[要介護1～5の方]

ケアマネジャー（居宅介護支援事業者）と「ケアプラン」を作成します。

[要支援1・2の方]

高齢者あんしんセンターで「ケアプラン」を作成します。

[非該当（自立）の方]

区の介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。相談受付は高齢者あんしんセンターです。

介護サービス計画の種類

居宅介護支援（ケアプラン作成） [要介護1～5]

自宅で介護保険サービスを利用するには、まず、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

居宅サービス計画とは、自宅で日常生活を送るために必要な保健・福祉・医療のサービスが利用できるように、本人の心身状況や環境等を考えながら作るもので、ケアマネジャーと契約して作成します。

ケアマネジャーは、ご本人、家族の希望を確認すると共に本人の状態把握をして、自立支援に役立つためのケアプランを作成します。プランを作成した後も、ケアマネジャーは少なくとも1か月に1回自宅を訪問し、定期的にケアプランの見直しなどを行います。

ケアマネジャーの業務

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- 介護サービス事業者との連絡・調整
- 住宅改修を希望する方の改修理由書の作成
- 利用者や家族からの相談に対する助言

介護予防支援（介護予防サービス計画の作成） [要支援1・2]

要支援1・2と認定された方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方であり、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスが利用できます。

自宅で介護予防サービスを利用するには、介護予防サービス計画を作成する必要があり、利用者の意向を確認しながら高齢者あんしんセンターが作成します。

介護サービスの種類

訪問介護（ホームヘルプ） [要介護1～5][居宅サービス]

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、排せつなどの支援、調理・洗濯・掃除の家事など日常生活の援助をします。

サービスには、利用者の身体に直接接触して行う「身体介護」、日常生活を援助する「生活援助」、通院を目的とした「乗降介助」があります。

訪問入浴介護 [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

浴槽を積んだ入浴車などで看護師などが自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

訪問看護 [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話などを行います。

サービスの内容は、血圧や脈拍など病状のチェック、食事や入浴・排せつの介助、床ずれの予防や処置、経管栄養のチューブや尿の管・在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置、機能訓練などです。

4. 在宅療養を支える介護サービス

訪問リハビリテーション [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

理学療法士または作業療法士が自宅を訪問し、医師の指示に基づいてリハビリテーション(機能訓練)を行い、心身機能の維持を図ります。

この他にも、福祉用具の活用や住宅改修の指導など日常生活を活性化し、寝たきりにならないための環境作りや生活の仕方の指導、家族への支援なども行います。

通所介護(デイサービス) [要介護1～5][居宅サービス]

送迎車などでデイサービスセンターなどに通い、日帰りで日常動作訓練・入浴・食事などの介助を利用するサービスです。

サービスの内容は、看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練、高齢者同士の交流(レクリエーション)などです。

通所リハビリテーション(デイケア) [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

送迎車などで介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、日帰りでできる限り自立した日常生活を送るためのリハビリテーション(機能訓練)を行います。

短期入所生活介護(ショートステイ) [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

利用者およびその家族の身体及び精神的な負担の軽減などを図るため、一時的に施設に入所して、日常生活の介助や機能訓練など必要なサービスを利用します。

福祉用具貸与 [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

福祉用具の貸出しサービスです。

レンタルの対象となる福祉用具(16種目)――

- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器
- 手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト
- 自動排せつ処理装置 ●起き上がり補助装置 ●離床センサー ●階段移動用リフト

特定福祉用具販売 [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービスサービス]

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。福祉用具の購入にかかる費用の一部を支給(上限額は1年間(4月～翌年3月)で10万円)します。

費用の一部支給の対象となる福祉用具(5種目)――

- 腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●移動用リフトのつり具
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) [要介護3～5][施設サービス]

常時の介護を必要とし、自宅における介護が困難な要介護者が入所し、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを利用する施設です。

※入院治療を要する方は入所できません。

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) [要介護1～5／要支援1・2][居宅サービス]

指定を受けている有料老人ホームなどに入居している場合、その施設の特定施設サービス計画に基づき食事・入浴・排せつの介助や、機能訓練、療養上の世話などが利用できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 [要介護1～5][地域密着型サービス]

24時間365日、訪問介護と訪問看護の密接な連携のもと、定期巡回訪問や通報システムによる随時対応サービスを行います。

地域密着型通所介護 [要介護1～5][地域密着型サービス]

小規模施設(利用定員18人以下のデイサービスセンターなど)に通い、日帰りで食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどが利用できます。

認知症対応型通所介護 [要介護1～5／要支援1・2][地域密着型サービス]

認知症の症状のある高齢者を対象としています。送迎車などでデイサービスセンターなどに通い、日帰りで認知症の特性に応じた日常動作訓練・入浴・食事などの介助を利用するサービスです。

小規模多機能型居宅介護 [要介護1～5／要支援1・2][地域密着型サービス]

「通い」を中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練および療養上の世話などのサービスを利用します。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) [要介護1～5／要支援2][地域密着型サービス]

比較的安定状態にある認知症の方が、5人～9人程度の少人数で住み、それぞれの役割をもって、能力を活かしながら介護職員の援助のもと、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) [要介護3～5][地域密着型サービス]

入所定員30人未満の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

5. 区の相談窓口

相談窓口一覧

課名	係 名	主 な 業 務	電 話	F A X
高齢介護課	高齢介護係	●介護保険の資格、保険料に関する事 ●敬老祝金・祝品贈呈事業に関する事 ●敬老入浴券事業に関する事 ●区内の特別養護老人ホームの入所申込に関する事	03-5211-4321	03-3288-1365
	介護認定係	●要介護認定等に関する事	03-5211-4225	
	介護事業指定係	●介護保険のサービスの利用・事故・苦情等に関する事 ●介護保険サービス事業者の指導・指定等に関する事 ●地域密着型サービスに関する事 ●介護サービス推進協議会に関する事 ●在宅支援ホームヘルプサービス等に関する事 ●総合事業に関する事	03-5211-4336	
在宅支援課	在宅支援係	●在宅福祉サービス（紙おむつ支給・後期高齢者入院時負担軽減等）に関する事	03-6265-6482	03-3265-1163
	相談係	●高齢者の生活や介護、高齢者虐待などのさまざまな相談に関する事	03-6265-6483	
	医療と介護連携係	●医療と介護の連携推進に関する事 ●認知症施策に関する事	03-6265-6485	
	介護予防係	●介護予防・生活支援サービス事業に関する事 ●一般介護予防事業に関する事	03-5211-4223	
福祉総務課	福祉総務係	●風ぐるま（地域福祉交通）に関する事 ●リフト付福祉タクシーに関する事 ●敬老会に関する事	03-5211-4209	03-3239-8606
	厚生係	●民生・児童委員に関する事	03-5211-4211	
	事業調整担当	●保健福祉オンブズパーソンに関する事 ●成年後見制度に関する事 ●バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する事 ●居住支援に関する事	03-5211-4210	
千代田保健所		●各種健康診査、健康相談、予防接種などに関する事	03-5211-8161	03-5211-8190

認知症の相談窓口

認知症は、脳の働きを妨げるような病気が原因で、生活に支障が生じている状態のことを指します。認知症は誰にでも起こり得る可能性があり、たとえ認知症になったとしても、突然身のまわりのすべての物事ができなくなる、というわけではありません。何らかの支援があれば自立した生活が可能であり、認知症に偏見を持たずに接することが望めます。

区では、認知症高齢者の支援を早期から行い、早い時期から安定した在宅支援が確保されるような支援体制をつくり、認知症になっても地域で安全に安心して暮らせるまちづくりを行っています。

施設案内

高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）相談センター
高齢者あんしんセンター麹町・高齢者あんしんセンター神田

認知症に詳しい職員が常駐しています。認知症に関する不安や疑問点など、どんな質問でも構いませんので、相談してください。

高齢者あんしんセンターには、「認知症初期集中支援チーム（ちよだはあとチーム）」があります。センターの認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護・福祉の専門職相談員と地域の医師がチーム員となって、認知症に関する専門相談支援を行っています。

※所在地、問い合わせ先などはP4、P5を参照

三井記念病院（地域連携型認知症疾患医療センター）

認知症の鑑別診断・身体合併症と行動・心理症状への対応、認知症の医療相談などを受け付けています。

[所在地]
〒101-8643 千代田区神田和泉町1 外来棟1F 地域福祉相談室内

[相談受付時間・問い合わせ]
受付時間：9:00～16:00（月曜日～金曜日）、9:00～11:30（土曜日※第2土曜日、一部祝日を除く）
電話：03-3862-9111（代表） 03-3862-9133（直通）

順天堂医院（地域拠点型認知症疾患医療センター）

千代田区を含む5区を対象とした認知症疾患医療センターです。認知症に関する専門知識を有する精神保健福祉士などが相談に応じます。

[所在地]
〒113-8431 文京区本郷3-1-3

[相談受付時間・問い合わせ]
受付時間：9:00～12:00、13:00～16:00（月曜日～金曜日） 電話：03-5684-8577（直通）

6. 休日・救急医療機関情報／医療相談窓口

日曜日・祝日の診療

千代田保健所内に、休日応急診療所・休日応急歯科診療所・調剤薬局を設置しています。

注意事項

- 応急診療所は内科・小児科のみになります。一次救急のため、初期の応急処置のみの対応となります
- 受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください(電話は開設日のみ通じます)
- 健康保険証・こども医療証を必ずお持ちください

千代田区休日応急診療所

[所在地] 〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所2F
[開設時間・問い合わせ] 開設時間:9:00～12:30、14:00～17:30、19:00～21:30
開設日:日曜日、祝休日、年末年始 電話:03-5211-8202(開設日のみ)

千代田区休日応急歯科診療所

[所在地] 〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所2F
[開設時間・問い合わせ] 開設時間:9:00～16:30
開設日:日曜日、祝休日、年末年始 電話:03-5211-8203(開設日のみ)

千代田区薬剤師会会営調剤薬局

[所在地] 〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所B1F
[開設時間・問い合わせ] 開設時間:9:00～21:30
開設日:日曜日、祝休日、年末年始 電話:03-5211-8197(開設日のみ)

平日準夜間の小児初期救急診療

「ちよだこども救急室」では、大学病院と区内2医師会の小児科医師が、ローテーションを組んで救急診療にあたっています。子どもが急な発熱や腹痛などを起こした時に受診できます。

注意事項

- 診療対象は15歳(中学生)以下の初期救急患者です ● 健康保険証・こども医療証を必ずお持ちください
- 受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください

ちよだこども救急室

[所在地] 〒102-0073 千代田区神田駿河台1-6 日本大学病院1F 救急室
[開設時間・問い合わせ] 開設時間:19:00～22:00(受付は18:45～21:45)
開設日:月曜日～金曜日(祝休日、年末年始及び日本大学病院の休診日を除く) 電話:03-3293-1711(代表)

救急相談

急な病気やケガをしたときに「救急車を呼んだほうがいいのかな?」「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな?」など迷った際の相談窓口です。

相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が24時間年中無休で対応しています。

救急相談センター

[問い合わせ] 電話: #7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線)または 03-3212-2323(23区)
042-521-2323(多摩地区)

東京版 緊急受診ガイド

[URL] <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/index.html>



医療機関を探す

都内の医療機関・薬局の情報が、所在地や診療科目などから検索できます。また、医科、歯科、眼科・耳鼻咽喉科の当月、翌月の当番医療機関も確認できます。

東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」「t-薬局いんぷお」

[URL] <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
[問い合わせ] 電話:03-5272-0303(医療機関案内サービス)



千代田区の医療機関・介護事業所等を探す

千代田区内の医療機関・薬局、千代田区を担当する介護事業者の情報が、種別や地域(地図)などから検索できます。

千代田区医療機関・介護事業所等情報案内サービス

[URL] <https://www.u-system.com/u-wins/chiyoda/>



医療や区内診療所等の相談

専任の相談員(看護師)が、医療に関する相談や、区内の診療所等に関する相談を専用電話で受け付けます。

患者の声相談

[開設時間・問い合わせ]
開設時間:9:00～12:00、13:00～17:00
開設日:月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 電話:03-5211-8100

相談内容の例

- どの科を受診すれば良いかわからない
- 自宅付近で診察を受けたい診療科のある医療機関を知りたい
- 受診した医療機関の職員対応が気になる
- 医師の説明がよくわからない
- セカンドオピニオンの取り方、カルテ開示の請求のしかたがわからない

子供の健康・救急に関する相談

保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、子供の健康・救急に関する相談を看護師や保健師等が応じる東京都の相談窓口です。

また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談に応じます。

子供の健康相談室(小児救急相談)

[開設時間・問い合わせ]
開設時間:18:00～23:00(月曜日～金曜日)、9:00～23:00(土曜日、日曜日、祝休日、年末年始)
電話: #8000(携帯電話、PHS、プッシュ回線)または03-5285-8898